

令和3年度第1回沖縄県食品ロス削減推進県民会議書面開催結果

(1) 沖縄県食品ロス削減推進県民会議設置要綱について

要綱については全会一致で承認されました。ご意見については設置要綱に反映しております。

条 項	設置要綱へのご意見	消費・くらし安全課対応状況	
1	食品ロスの削減については、生産者側と家庭・個人側の相互の取り組みが必要であり、「県民一人ひとりの意識づけ」の表現は入れた方がよいと思います。	県民全体が参加する必要性を強調するため、「県民一人ひとりが主体的に参加する」という表現を加えました。	
1	(1条及び2条4号) 食品ロスについては、各種流通の過程で一定止むを得ない実態がある中で、廃棄処分ではなく、食品を必要とする分野への循環、特に子どもの貧困対策等に活用することは極めて重要であると考えており、特に重視した内容の事務として県民会議全体の共有化を願います。	子どもの貧困対策については食品ロス削減推進計画内でも施策を展開する予定であり、今後の県民会議及び庁内会議でも重要な課題であるということをご共有します。	
2	4	子どもの貧困文字被りあり。	子どもの貧困対策という文言を削除しました。
	(名簿について) 当協会名称に「公益財団法人」であることを明記願います。	(名簿について) ご指摘のとおり修正しております。	

(2) 沖縄県食品ロス削減推進計画(骨子案)について

ご意見を踏まえた上で素案を作成いたします。

頁	行	骨子案へのご意見
1	13	本県の貧困や生活困窮者等の課題は、コロナ禍において一層深刻化している。また、コロナ禍により経済活動の停滞は、とくに、非正規雇用の割合が高い女性や外国籍の人たちなどに大きな打撃を与えている。これらをふまえ、「未利用食品の活用等子どもの貧困をはじめとする生活困窮者支援対策と連動して検討することが必要」に変更が必要と考える。
3	1	商慣習の見直しに取り組むという表現になってしまうと強制力を感じてしまうので、下記文章への変更を検討したい。 ・見直しに努める。 ・見直しを目指す。 沖縄までの流通時間も考慮し、PB商品については納品期限の2分の1ルールを行い、消費・賞味期限の短い商品についても同じルールを適用しフードロス対策を実施しております。
3	10	活用推進には品温帯(冷凍・冷蔵・常温)ごとの物流が重要と思われるが、物流業者団体の県民会議への参加、関わりはあるのでしょうか。
3	17	骨子案では「事業者からの食料品の寄附が少なく、ニーズに対し十分な食料品が提供することができない状況。」とあるが、県内でどのくらいのニーズ(食料品の寄附を求めている世帯等の数など)があるのか。また、そのニーズに対応する食料品はどれくらいを想定しているのか。根拠資料があれば示していただきたい。
3	18	骨子案では、「フードバンク事業者」の定義付けがないが、県内の市町村社協では、事業所から食料品の寄附を受けて、困窮世帯等への直接配布や、関係機関・団体等への食料品提供を実施している。これらをふまえ、「フードバンク事業者及び市町村社会福祉協議会では、事業所から食料品の寄附を受け、市町村や関係機関・団体等を通じて食料品を提供しているが、」と市町村社会福祉協議会を追記する必要があると考える。
3	20	未利用食品の活用は、食品を集めるだけでなく、支援団体への食料品の配送(配達)する仕組みを構築する必要があり、県内の物流関係の団体との連携・協力も必要だと考える。これらをふまえ、「離島を含め、県内全域に食料品を円滑に配送するなど、持続的な食支援の仕組みの構築が必要」に変更が必要と考える。
3	20	持続的な食支援の仕組みの構築については、県内のフードバンク事業者の体制及び運営の強化・支援が重要である。具体的には、フードバンク事業者等の人員体制の強化や寄附された食料品の保管場所の確保等、円滑な事業運営が図られるよう、事業者への支援策を講ずる必要があると考える
3	34	広報を一緒にすすめたい。特に、簡単なパンフ等があれば、会員ごと、地域ごとの生協組合員の学習会で活用したい。

頁	行	骨子案へのご意見
3	36	困窮家庭の実態把握に努め、必要な家庭にしっかりと届く仕組みを作ってほしい。
4	4	環境に配慮した取組として持ち帰り容器の素材を意識することから、そのことも記載してはどうか。プラスチックではなく紙を使うなど。
5	13	未利用食品の提供は重要ですが、フードバンクが活動を持続するために困っているのは人件費と家賃の確保ではないでしょうか。そこで、「その役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行うとともに活動を支援する。」としてはいかがでしょうか。
5	28	沖縄県の役割に当てはまるかはわかりませんが未利用食品の全体を把握する部門？会社？などが必要だと思います。食品は最終的に売り切れないものになった段階でまずはフードバンクで利用再加工して食品その後は肥料や飼料など次の循環させる仕組みの実現を目指してどうでしょうか？ フードバンクとして食品寄付が増えることは非常にありがたいのですが企業から個別で寄付のやり取りするのも大変な現状があります。この食品はフードバンクへ利用か飼料か肥料などの判断してくれる場所も必要かなと思います。 またご存じかと存じますが、自治体などで保管されている災害用備蓄食品のうち、賞味期限を過ぎても食べられると判定した食品に新たに「使用期限」を設定し、フードバンクや社会福祉協議会を通じて子ども食堂や生活困窮世帯へ提供するモデル事業を開始する予定となっております。また、消費者庁では本モデル事業の効果を検証し、全国的な展開についても検討していくとのことです。 このような実証的な取り組みを県内で展開してみるのもいいのではないかと思います。私個人としては、賞味期限も一つの補償としてしているのでその後使用期限を設けても、寄付する方へも申し訳ない気持ちになってしまうのでやはり期限前に配りきるを基本とし食品ロスになる前にまずはフードバンクで使えるかどうかを考え寄付までの仕組みがスムーズに行えるような取り組みとフードバンクが安定的な活動が続けられるよう考えてほしいです。
6	21	(6頁21行及び7頁12行) 環境省は推進していますが、現状においては食品衛生上クリアする課題があると思われます。例えば提供する店側のドギーバッグ対応の衛生管理体制は出来ているか？企業の管理体制を整えてからの県民への普及啓発や促進だと思います。
8	9	持続的活動のために支援は大切ですが、その上の5-6行目によれば、ここでいう支援とは、結局は食品提供のことを指しています。前述と同様の理由で当該箇所は「未利用加工食品等を活用するためにフードバンク活動の取り組みを支援する」という表現が妥当と考えます。
8	9	助成金では人件費がないため、活動を継続していくことにいつも悩んでいます。よろしくお願いします。
9	35	数値目標の設定及びPDCAによる食品ロス削減への取組。
		【推進計画策定における生活困窮者支援と食料支援に関する考え方について】 ○ 生活困窮者に対する食料支援については、困窮世帯に対して恒常的に食料支援を行うというのではなく、あくまでも緊急的・一時的な支援策として実施すべきものとする。生活困窮者への支援に関しては、個々の世帯の状況を踏まえ、生活保護制度、生活困窮者自立支援事業、福祉資金貸付制度等の福祉施策のみならず、雇用や医療等各分野にまたがる総合的な支援策が必要である。 ○ 県内の多くの市町村社会福祉協議会では、生活困窮者への緊急的・一時的な支援策として食料配布を行っている。配布する食料については、以前から共同募金配分金等を活用し備えるほか、最近では企業・団体へ寄付・寄贈を呼びかける取り組みが増えてきている。社協側が推進している食料支援は、あくまでも緊急的・一時的な支援策として取り組まれているものである。 ○ 食品ロスの削減策として生活困窮者への食料支援と連動させることは有効であると考え、各種生活困窮者への食糧支援の基本的な考えを確認しておく必要がある。
		食品ロス削減推進計画は、消費者や事業者への普及啓発を中心とする施策にとどまらず、目に見えるかたちでどれだけ具体的な成果を示せたかが問われる。「取り組みました」で満足せず、「取り組んだ結果、こんな大きな成果が出ました」と胸を張れるプランであってほしい。余った食品の有効利用も大切だが、需要を過分に見積もって発注する「旧慣」からの脱却が至上命題。構造的な問題にメスを入れて初めて、計画の実効性が高まるように思う。
		特にご意見はありませんが、令和4年度(2022年度)～令和13年度(2031年度)と長期にわたる取組となることから、年度毎の取組計画、進捗管理、課題の明確化、リカバリーについては、記載のとおりPDCAサイクルにより実効性のある取組とする必要があると考えております。